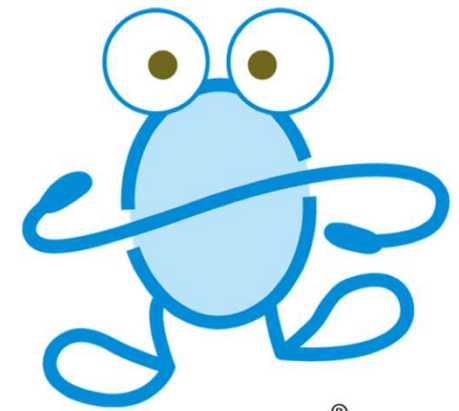




© サポキャラクター
© サポくん

2025年度個人情報保護勉強会

2025年6月23日（月） 19:30～20:15

一般社団法人消費生活総合サポートセンター
消費者志向経営委員会

問1 問題

- 会員から取得した電子メールアドレスを、当センター主催の消費者教育セミナー案内メール送信に利用する場合、取得時に「当センターからのお知らせ送信」と利用目的を明示していれば、本人の追加同意を得なくても利用できる。

問1 解説

- 正解：○
- 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第17条は「できる限り具体的に利用目的を特定しなさい」と定めています。
- 第18条は「特定した目的の達成に必要な範囲内」であれば追加の同意を取らずに利用してよい、としています。
- つまり、最初に「当センターのお知らせをメールで送ります」と説明していれば、その目的内であるセミナー案内メールはOKです。
- 逆に目的を広げて「提携企業の広告も送ります」と言い出すと目的外利用になり、新たな同意が必要になります。
- 根拠：個人情報保護法 第17条・第18条

問2 問題

- 当センターが共同開催するNPO法人に対し、セミナー参加者名簿（氏名・メールアドレス）を渡す場合は「業務委託」に当たるため、本人同意は不要である。

問2 解説

- 正解：×
- 「業務委託」と言えるのは、委託先が当センターの指示に従い、当センターの目的のためだけに情報を扱うケースです。
- 共同開催NPOが自団体の宣伝や次回集客にも名簿を使うなら、それは「第三者提供」と扱われます。
- 第27条第1項は「第三者提供には原則として本人同意が必要」と定めています。
- したがって名簿をそのまま渡すなら参加者の同意が必須です。
- 根拠：個人情報保護法 第27条第1項・第27条第5項第1号

問3 問題

- セミナー申込フォームを米国サーバーで稼働するクラウドサービスに委託する場合、委託なので個人データの国外移転規制（個人情報保護法第28条）は適用されない。

問3 解説

- 正解：×
- 日本から海外の事業者に個人データを送る行為は「外国にある第三者への提供」と見なされます。
- 委託であっても物理的な場所が海外なら第28条が適用され、「十分な保護水準があるか確認」や「契約で安全管理を義務付ける」などの対応が求められます。
- したがって「委託だから関係ない」という考えは誤りです。
- 根拠：個人情報保護法 第28条・第27条第5項第1号

問4 問題

- 氏名とメールアドレスのみから成る会員データ200件が漏えいした場合、個人情報保護委員会への報告と本人通知が義務付けられる。

問4 解説

- 正解：×
- 漏えい報告が義務となるのは、①要配慮個人情報を含む、②財産的被害の恐れがある、③不正取得の可能性がある、④1,000件を超える—のいずれかに該当する場合です。
- 今回の漏えいは氏名・メールアドレス200件のみで①～③にも当たりません。
- よって法的には報告義務はないものの、事実確認と再発防止は努力義務として求められます。
- 根拠：個人情報保護法 第26条・個人情報保護委員会規則 第7条

問5 問題

- 当センターWebサイトで取得するアクセス解析用Cookieは、それ単体では個人を識別できないため個人情報には該当せず、マーケティング会社に提供しても個人情報保護法上の制限を受けない。

問5 解説

- 正解：×
- Cookieなどは「個人関連情報」と呼ばれ、単体では個人を特定できなくても他の情報と突き合わせると本人が分かる可能性があります。
- 2022年改正の第31条で、Cookieを個人データと照合して第三者に提供する場合は本人同意が必要とされました。
- したがってCookieだから自由に渡せるという考えは誤りです。
- 根拠：個人情報保護法 第2条・第31条

問6 問題

- セミナー後の満足度調査結果を特定の個人を識別できない統計データに加工してウェブ公開する場合、匿名加工情報に当たり、本人同意なく公表できる。

問6 解説

- 正解：○
- 匿名加工情報とは、復元しても個人が分からないように充分かつ不可逆的に加工した情報です。
- この情報は、誰のデータか識別できないので、第三者提供や公開に本人同意は不要です（第41条）。
- ただし加工方法の管理や、安全管理措置の社内整備、加工内容の公表などの義務は残ります。
- 根拠：個人情報保護法 第2条第6項・第41条

問7 問題

- Zoomウェビナーを録画し、参加者の顔と表示名が映った動画を会員限定サイトに掲載する場合、開催時に録画・公開予定を参加者に知らせていなかったとしても、社内利用なので追加の同意や利用目的の通知は不要である。

問7 解説

- 正解：×
- 録画データは顔と氏名を含む個人データです。
- 録画時点で利用目的（例：会員向けアーカイブ公開）を事前に伝え、同意を得ておく必要があります（第21条）。
- 知らせずに撮影・公開すると目的外利用や取得時通知義務違反になる恐れがあります。
- 会員限定サイトでも同様に同意が必要です。
- 根拠：個人情報保護法 第18条・第21条

問8 問題

- 個人情報情報を会員の同意なく連携企業に提供する場合でも、個人情報保護委員会への届出と公表（いわゆるオプトアウト手続）を行えば提供できる。

問8 解説

- 正解：○
- 第27条第2項はオプトアウト手続により同意なしで第三者提供できる例外を認めています。
- 条件は①委員会への届出、②提供項目や方法の公表、③本人からの停止請求への対応の3点です。
- 要配慮個人情報是对象外である点に注意が必要です。
- 根拠：個人情報保護法 第27条第2項

問9 問題

- 同一法人内の委員会間で会員データを共有する場合は第三者提供に該当しないため、本人同意は不要である（利用目的内であることが前提）。

問9 解説

- 正解：○
- 「第三者」とは事業者以外を指すため、同一法人内の部署は第三者に当たりません。
- 従って第三者提供の制限はかかりません。
- ただし利用目的を逸脱すれば第18条違反となり、目的外利用になるため同意が必要です。
- 根拠：個人情報保護法 第27条（第三者提供の定義と除外）

問10 問題

- テキスト教材を発送するために発送代行会社に宛名ラベル用データを渡す場合、委託先を適切に監督すれば本人同意は不要である。

問10 解説

- 正解：○
- 発送代行は個人データ取扱いの委託であり、委託先は第三者提供の例外に当たります（第27条第5項第1号）。
- その代わり委託元は第25条に基づき委託先を選定し、契約と監査で安全管理を担保する必要があります。
- 同意はいりませんが、監督義務を怠ると責任を問われます。
- 根拠：個人情報保護法 第25条・第27条第5項第1号